

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

（新旧対照）

（参考）

改正後

第一章 基本規定

第一条から第十条まで (略)

第十一条 事務総局

七三 1(1) (略)

七三の二 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。

七三 A (2) (略)

七四 (a) (略)

七四 A (b) (略)

改正前

第一章 基本規定

第一条から第十条まで (略)

第十一条 事務総局

七三 1(1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局次長によって補佐される。

七三 A (2) 事務総局長の任務は、条約で定める。さらに、事務総局長は、次のことを行う。

七四 (a) 調整委員会の援助の下に、連合の活動を調整すること。

七四 A (b) 調整委員会の援助の下に連合の戦略的な政策及び計画に関する報告の作成に必要な具体

七五 (c) (略)

七六 削除

七六 A (3) (略)

七七 2 (略)

第二章 無線通信部門

第十二条 (略)

的な資料を作成し、その資料を構成国及び部門構成員に提供し、並びに当該計画の実施を調整すること。構成国及び部門構成員が検討を行うために全権委員会議の前に開催される理事会の直近二回の通常会期中に、この報告を送付すること。

七五 (c) 連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき理事会に対して責任を負うこと。

七六 (d) 連合の法律上の代表者として行動すること。

七六 A (3) 事務総局長は、第四十二条の規定に基づき作成された特別取極の寄託者として行動することができる。

七七 2 (略)

第二章 無線通信部門

第十二条 (略)

第十三条 無線通信会議及び無線通信総会

八九 1 (略)

九〇 2 世界無線通信会議は、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を招集しないこと又は追加的に招集することができる。

九一 3 無線通信総会は、同様に、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携することができ。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に応ずる。同総会の任務は、条約で定める。

九二 4 (略)

第十四条から第十六条まで (略)

第十三条 無線通信会議及び無線通信総会

八九 1 (略)

九〇 2 世界無線通信会議は、通常二年から三年までの間のいずれかの期間ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を招集しないこと又は追加的に招集することができる。

九一 3 無線通信総会は、同様に、通常二年から三年までの間のいずれかの期間ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携することができ。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に応ずる。同総会の任務は、条約で定める。

九二 4 (略)

第十四条から第十六条まで (略)

第三章 電気通信標準化部門

第十七条から第二十条まで (略)

第四章 電気通信開発部門

第二十一条から第二十四条まで (略)

第四章のA 各部門の作業の方法 (略)

第五章 連合の運営に関するその他の規定

第二十五条から第二十七条まで (略)

第二十八条 連合の会計

1から3まで (略)

一六一B 3の二(1) (略)

四

第三章 電気通信標準化部門

第十七条から第二十条まで (略)

第四章 電気通信開発部門

第二十一条から第二十四条まで (略)

第四章のA 各部門の作業の方法 (略)

第五章 連合の運営に関するその他の規定

第二十五条から第二十七条まで (略)

第二十八条 連合の会計

1から3まで (略)

一六一B 3の二(1) 理事会は、全権委員会議の直前の会期において、会計に関し当該全権委員会議が取り扱う期間の財政計画案及び分担単位の総数に基づ

一六一 C

(2) 事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一 B号の規定に基づき定められた分担単位の暫定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員会議の開始の日の遅くとも四週間前に通知するよう要請する。

一六一 D

(3) (略)

一六一 E

(4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を、遅くとも全権委員会議が終了する日の属する週の月曜日までのいずれかの日に定める。

一六一 C

き、分担単位の暫定的な額を定める。

(2) 事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一 B号の規定に基づき定められた分担単位の暫定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員会議の開始の日の遅くとも一週間前に通知するよう要請する。

一六一 D

(3) 全権委員会議は、その最初の週に、構成国が事務総局長に通知した分担等級の変更及び変更されない分担等級を考慮して、第一六一 B号及び第一六一 C号の規定に基づき事務総局長がとる手続に従って、分担単位の暫定的な限度額を定める。

一六一 E

(4) 全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を全権委員会議が終了する日の属する週の前の週の範囲内で定める。

一六一F (5) (略)

一六一G (6) (略)

3の三から10まで (略)

第二十九条 言語

一七一 1 (1) 連合の公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

一七二 (2) (略)

一六一F (5) 全権委員会が定める日までに事務総局長に

自国の決定を通知しない構成国は、従前に選定した分担等級を維持する。

一六一G (6) 全権委員会議は、さらに、構成国が選定した最終的な分担等級及び財政計画の承認の日における部門構成員の分担等級に応じた分担単位の総数に基づき、最終的な財政計画を承認する。

3の三から10まで (略)

第二十九条 言語

一七一 1 (1) 連合の公用語及び業務用言語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

一七二 (2) 第一七一号に定める言語は、全権委員会議の関連決定に従い、連合における文書の作成及び公表（その作成及び公表は、各言語による文書が形式及び内容において同様となるように行う。）のため、並びに連合の会議中及び会合中における相互間の通訳のために、使用する。

一七三 (3) (略)

一七四 2 (略)

第三十条から第三十二条まで (略)

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条から第四十三条まで (略)

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条から第四十八条まで (略)

第八章 国際連合その他の国際機関
及び非構成国との関係

第四十九条から第五十一条まで (略)

第九章 最終規定

一七三 (3) 矛盾又は紛議がある場合には、フランス文に
よる。

一七四 2 (略)

第三十条から第三十二条まで (略)

第六章 電気通信に関する一般規定

第三十三条から第四十三条まで (略)

第七章 無線通信に関する特別規定

第四十四条から第四十八条まで (略)

第八章 国際連合その他の国際機関
及び非構成国との関係

第四十九条から第五十一条まで (略)

第九章 最終規定

第五十二条から第五十八条まで

(略)

(以下略)

第五十二条から第五十八条まで

(略)

(以下略)